

新学校給食センター整備等事業アドバイザー業務委託

公募型プロポーザル実施要綱

令和4年4月

江南市

1. 目的

この要綱は、新学校給食センター整備等事業に係るアドバイザリー業務を委託するに当たり、最新の知識と技術及び豊富な経験に基づく企画提案を複数の業者から受け、江南市の審査基準により審査した上で、優れた優先交渉権者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

新学校給食センター整備等事業アドバイザリー業務委託

(2) 業務内容

別紙「新学校給食センター整備等事業アドバイザリー業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3. 提案限度額

委託業務に係る費用の上限は、9,840,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。なお、この金額は、契約予定金額を示すものではない。提案にあたって見積もる金額は、この上限額を超えないものとする。

4. 実施形式

企画提案書等を提出し、書類審査のみによる公募型プロポーザル方式とする。なお、審査は教育部学校給食課内にて行う。

5. 日程

項目	日時
公募開始日	令和4年4月5日（火）
質問書提出期限	令和4年4月8日（金）午後5時まで
質問書回答期限	令和4年4月12日（火）
企画提案書等提出期限	令和4年4月18日（月）午後5時まで
審査結果の通知	令和4年4月22日（金）予定

※日程は都合により変更する場合がある。また、受付等については、市が指定する場合を除き、土・日曜日及び祝日は行わない。

※企画提案書等の受付後、提出物の内容について質疑等を行う場合がある。

6. 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本委託について、令和4・5年度江南市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 江南市業者指名停止基準（令和2年6月1日施行）に基づく指名停止の据置期間中ではないこと。
- (4) 2者以上の事業者で構成された共同企業体ではないこと。
- (5) 愛知県内に本社もしくは支社があり、そこに在籍する管理技術者又は主務担当者が月に1回以上打合せに参加できること。
 ※在籍とは、愛知県内にて月の半数以上の勤務実態がなされていることを指す。（愛知県の指導により、感染症による緊急事態宣言発令時には県をまたぐ移動による技術者の受け入れを拒む場合がある。このような場合にも対応できる体制とすること。）
- (6) 技術士（総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」）、技術士（「建設部門-都市及び地方計画」）、一級建築士のいずれかの資格を有する者を管理技術者及び主務担当者に配置できること。
- (7) 江南市暴力団排除条例（平成24年江南市条例第17号）第6条の規定に基づく措置等を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (9) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (10) 過去10年間（平成24年4月1日から令和4年3月31日まで）に、学校給食共同調理場（学校給食センター）における官民連携アドバイザー業務の元請として完了した実績を有する者を管理技術者及び主務担当者に配置できること。
 ※官民連携とは、DB方式、DBO方式、PFI事業方式、リース方式を指す。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。

7. 参加申込手続き及び審査

(1) 提出書類

プロポーザルの参加者は、本実施要綱、仕様書及び江南市契約規則（昭和54年規則第3号）等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式第1） 正1部

イ 企画提案書（様式第2） 正1部、副5部（合計6部）

ウ 参考見積書（様式第3）及び内訳 正1部、副5部（合計6部）

- (2) 提出期間 令和4年4月5日（火）から令和4年4月18日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送（期限日必着）とする。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については参加者の自己責任とする。

(4) 提出先 江南市立南部学校給食センター（教育部学校給食課）

〒483-8233 江南市木賀町大門59番地

8. 質問・応答

(1) 提出方法 別添の質問書（様式第4）により、電子メールにて提出すること。

※ただし、必ず電話等で、送信した旨を伝え、担当課で受信したことを確認すること。

※電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限 令和4年4月8日（金）午後5時（必着）まで

(3) 提出先 江南市立南部学校給食センター（教育部学校給食課）

〒483-8233 江南市木賀町大門59番地

電話 0587-55-2230

Eメール s-kyushoku@city.konan.lg.jp

(4) 回答方法 江南市ウェブサイトで令和4年4月12日（火）までに回答する。

9. 企画提案書の作成方法及び留意事項

(1) 企画提案書の規格

ア 提出する書類の規格は、A4版縦、両面印刷（長辺綴じ）とし、ページ番号を付すること。書式については、横書き、文字の大きさは11ポイント以上とする。刷色は多色刷りとし、文字の見やすさ内容の分かりやすさに配慮すること。

イ 企画提案書は、1者につき1案とする。PRしたいポイントや記載内容の理由、背景等提案趣旨を明確に示し、各項目1ページ（両面可）とすること。

ウ 別添「新学校給食センター整備等事業 アドバイザリー業務委託仕様書」の内容を踏まえ、企画提案書には下記（2）の内容を記載すること。

(2) 企画提案書の構成

ア 管理技術者及び主務担当者の実績

※管理技術者、主務担当者の実績として、氏名、役職（所属・職名）、所有資格及びその取得年月日・登録番号等、過去10年間（平成24年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務経験（注1）（同種業務（注2）、江南市が発注した同種以外の業務）等について記載すること。

注1 業務実績は、業務の名称、発注者、履行期間、契約金額（千円）について記載すること。

注2 同種業務は、学校給食共同調理場（学校給食センター）における官民連携（DB方式、DBO方式、PFI事業方式、リース方式）アドバイザリー業務の

元請としての完了実績

- イ 業務の実施体制
 - ウ 取組方針
 - エ 本業務を遂行する上での課題とその対応
 - オ 独自提案
- (3) 見積書及び内訳（人件費、経費等の明細が分かるようにすること）
- ア 合計金額の他に業務内訳明細を記載するものとし、一式計上はしないこととする。
 - イ 見積金額は先に示した業務規模の範囲内で、今後、江南市との協議により増加が見込まれる業務等も踏まえて、十分に全体業務を遂行できる費用を積算すること。
 - ウ 業務名：新学校給食センター整備等事業アドバイザー業務委託
 - エ 宛先：江南市長 澤田 和延

10. 審査の方法

本実施要綱及び仕様書等に基づき提出された企画提案書及び参考見積書により教育部学校給食課内にて審査を実施する。

なお、評価項目に係る評価点数は次のとおりとし、評価項目ごとに判定した点数を事業者ごとに集計する。総合得点の上位から優先順位を決定し、最高点数提案者が複数ある場合は、見積金額の低い方を選定する。

【評価基準】

	評価項目	配点 (満点100点)
1	実施体制 ・管理技術者の実績及び略歴 ・主務担当者の実績及び略歴 ・上記以外も含めた業務の遂行力 ・打合せ対応	50点 (10点) (10点) (20点) (10点)
2	業務理解 ・取組方針 ・本業務を遂行する上での課題とその対策 ・独自提案	30点 (10点) (10点) (10点)
3	見積金額	20点
合 計		100点

11. 審査結果

- (1) 審査の結果については、参加者全員に審査結果通知書にて速やかに通知する。
- (2) 通知時期 令和4年4月22日（金）予定

12. 提出書類の取扱い

- (1) この要綱等に基づいて提出された企画提案書の著作権は、原則として当該書類の作成者に帰属する。ただし、採用した企画提案書の著作権は、江南市に帰属するものとする。
- (2) 企画提案書の内容は、当該提出者の許可なく使用できない。ただし、江南市がこのプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、当該提出者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (3) 提出書類等は、選考作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出後の提案書等の差し替え、訂正、再提出は一切認めない。また、提出されたすべての書類は返却しない。
- (5) 江南市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

1 3. 情報公開及び提供

江南市は、参加者から提出された企画提案書等について、江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者決定前において、決定に影響が生じるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4. その他留意事項

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて参加者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において公募型プロポーザルに要した費用を江南市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第5）を担当課宛に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要綱等で示された、提出期間、提出方法、提出先、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

- オ 参考見積書の金額が「3 提案限度額」を超過した場合
(5) 参加者は、公募型プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 6. 問合せ先 (担当課)

江南市立南部学校給食センター (教育部学校給食課)

〒483-8233 江南市木賀町大門59番地

電話 0587-54-1111 (内線205)

0587-55-2230 (直通)

※電話受付時間：午前9時から午後5時 (土曜・日曜日、祝休日を除く)

Eメール s-kyushoku@city.konan.lg.jp